

第1回 WORK!DIVERSITY 政策実現会議 議事録

1. 日 時 2023年10月31日(火) 16:30~18:00
2. 場 所 日本財団ビル 2階大会議室(東京都港区赤坂1丁目2番2号)
3. 出席者
 - 委員(五十音順)
 - 酒井大介委員、柴橋正直委員、辻邦夫委員、永野仁美委員、藤尾健二委員、藤岡清人委員、宮本太郎委員、村木厚子委員、山田啓二委員、湯浅誠委員
 - オブザーバー
 - 宮路拓馬衆議院議員(インクルーシブ雇用議連)
 - 米田隆史氏(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長/地域共生社会推進室長)、古田詩織氏(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐)、細川拓郎氏(厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課課長補佐)、崎浜淳太氏(厚生労働省職業安定局総務課訓練受講支援室特定雇用対策係長)
 - 事務局
 - 【日本財団】 笹川陽平会長、竹村利道 SO、今尾武嗣、箕輪拓真
4. 議 題
 - ・ 議長の選出
 - ・ 背景と基本構想
 - ・ 政策実現会議における検討内容と提言
5. 議 事

会長あいさつ

<事務局>

それでは定刻になりましたのでいただきます。日本財団広域事業部の今尾と申します。初めに WORK!DIVERSITY 政策実現会議の開催に先立ちまして、日本財団会長の笹川陽平よりご挨拶をさせていただきます。

<笹川陽平日本財団会長>

高い席から失礼致します。ご多忙の中それぞれの分野の権威の皆さんにお集まりいただき感謝申し上げます。ご承知の通り、多様化する世の中で、社会課題というものが増え、そして様々なところで惹起してきています。こうした社会課題が政治そして行政の中で気づかれない、或いは気が付かれてもきちっとしたところまで持ち上がらない、といったことが多々存在する時代になりました。

僭越ではありますが、我々日本財団は社会の中で埋もれてしまう問題を取り上げて、

場合によっては法律の制定までしてまいりました。例えば、海洋立国である日本は世界で唯一海の日という祭日を設けております。しかし当時、海洋基本法がなかったことを問題提起し、4年程かかって法律を成立させました。また、養子縁組を児童相談の業務として法的に位置づけることもしました。加えて、本日は厚労省からもご参加いただいておりますが、スマホの発達もあってか日本古来のコミュニティが崩壊してしまい、大人も子供も孤立化しています。こうした状況に鑑み、日本財団は「第三の居場所」ということで大人も子供も集まれるコミュニティを作っています。「第三の居場所」には引きこもり、不登校児、行く場所のない老人が集まり、老人が昔話や将棋、碁を子どもに教えるほか、お腹を空かせた子どもたちがご飯を食べられる、とった居場所になっています。これまで全国170ヶ所近く整備してきました。この点についても厚労省に気を使っていたが、子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業ということでご参加いただき有難く思いますし、子ども家庭庁でも児童育成支援をしてくださっています。

法務省からは、「再犯防止」という声はあがりますが、大企業ではこうした人を預かることが困難であるのが実態であります。統計上は2.5万社も「再犯防止」に参加していますが、多くは名前だけです。やはり中小企業で、社長やおやじさんが親代わりになって面倒をみるということが効果的であり、日本財団は「職親プロジェクト」を実施しています。法務省は法律を守る側でありどうしても固い部分がありますが、現実的には、刑務所内において受刑者による暴力や死亡事故がなければ所長は仕事を達成したことになります。しかし、釈放された後、彼らがどこに行ったかも全く分からない状況であり、結果再犯してしまうというのが現状です。この点について、私は何遍も法務大臣に直接お願いしています。刑務所には教育権が刑法にはありますから、刑務所内にいる時から、出所後の仕事について、色々映像を見せて「こうした職種がある」ということを教えることが大切です。そうして興味をもったところに就職いただくということで、中小企業の方々には熱心に取り組んでいただいております。やはり刑務所にいる間は、出たい一心から、規律正しく気を付けをし、素晴らしい返事も致します。しかし、出所後に仕事に従事してみると3日でいなくなることも実際にはありますが、我々の取組みはそれなりに進んでおり、現在は、中小企業の皆さんのお力添えもあり、年間4500名程度企業に就職できるよう取り組みを進めております。

日本財団は何よりも継続性を重んじ、成果が出るまで頑張り通すのが基本方針です。就労継続支援B型につきまして、今回の担当の竹村君が努力し、就労継続支援B型で国会図書館の書籍のデジタル化をしたいということで提案しました。彼らの教育には1ヶ所1億円程度かかりますが訓練を提供しています。当初は「そんなことが出来るわけがない」と言われましたが、実際に成果物を見て貰ったら「これならいける」となりました。就労継続支援B型は今のところ、月収は1.5万円程度と言われておりますが、我々の書籍のデジタル化は月に10万円程度いただいております。つまり、彼らが「自分

自身で生きていくことが出来る」という気持ちになったことは大きいことだと思います。デジタル化については、既に全国8ヶ所で実施していますが、これを拡充し所存です。国会図書館のみならず、書籍のデジタル化は裁判所、地方自治体にもある貴重資料にも適用できると思います。そうするとこうした仕事は半永久的に発生するわけです。就労継続支援B型の施設が協力してくれれば、我々も指導致しますので、一気に彼らの所得も上がり、国の財政負担も減少致します。このように、社会の中で可能性のある分野、埋もれている分野を掘り起こしていこうというのが我々の考えです。

こうした約900万人を超えるといわれる障害者の力を引き出し、生き甲斐をもって社会に参画出来ないかということも考えています。別府にはSONYはじめ多くの企業があり、障害者の雇用を行っています。パチンコや一杯飲み屋も車イスで入れる町になっています。我々日本財団も世界の大企業500社を選び、Valuable500として障害者雇用を推進しております、V500にはAppleやGoogleといった企業のCEOも参画しており、世界的な大きな動きとなっています。約900万人といわれる障害者を一人でも多く社会参加をさせる道筋がないかと、専門的知見をいただきながら一つの方向性がでますれば、日本財団として責任をもって仕事をさせて頂く所存です。従いまして、皆様からご協力を賜り、様々な角度からご意見をいただき、そしてそれらを集約し、成功例を作っていくことが大切です。特に日本の場合は成功例が出来ると、地方自治体などは「あそこはうまくいった」とすぐに同調してくれるのは素晴らしいことです。反対に言えば、成功例を作らないと、なかなか難しいということでもあります。

厚労省の皆さんがいらっしゃる中申し訳ありませんが、私は40年前に個室の老人ホームを3ヶ所作りました。当時は4人部屋、6人部屋が当たり前で、と一斉に同じ作業着みたいな服を着て、時間が来るまで下の世話もしてもらえないという状況でした。下の世話も順番にされて、その後は寝かされるくらいしかありませんでした。そうした状況でしたので「笹川さん、一人部屋の老人ホームの時代は日本では来ませんよ」と笑われました。しかし私はやりました。やはり老人の残存機能は大切に、時間はかかりますが靴下を自分で履いてもらい、どうしても履けない時にお手伝いすることで履き方をしっかり覚えていられるようにすることや、女性は外出する時にお洒落をすることで見られるという意識が継続します。中にはプールを備えた老人ホームを作りましたが、多くの人が見に来てくれました。今では一人部屋の老人ホームはごく当たり前となりましたが、そうした時代もありました。未来志向でこうした方々と仕事ができる社会環境に日本を変えていかなければならないと思っています。皆さんの御見識を頂き、日本財団に仕事をさせて頂きたいというのが我々の願いです。どうぞよろしく願い致します。

宮路拓馬衆議院議員あいさつ

<事務局>

続きまして政策実現に向けて伴走をしていただきます。インクルーシブ雇用議連より宮路拓馬議員からご挨拶をいただきます。

<宮路拓馬衆議院議員>

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました自由民主党衆議院議員、そしてインクルーシブ雇用議連のメンバーでもあります宮路拓馬です。実は私は国会議員の中でも、手話ができる議員なんですけども、日本財団におかれては、手話言語法に向けた様々な働きかけ、そして電話リレーサービスの実装、そして一昨年までこども家庭庁の担当として長く大臣政務官を拝命しておりましたが、その際はこども基本法に向けた様々な議論をリードしていただくなど、社会を変えるために、様々な取り組みに貢献されておりますことにまず心から敬意を表します。今般は、WORK!DIVERSITY ということ、多様な主体が働く場を作っていくという、野心的な、ゆくゆくは法改正までぜひやっていきたいテーマだと思っております。ダイバーシティとインクルーシブはセットですので、インクルーシブ雇用議連でしっかりその受け皿となって、皆様方にご議論いただき、そこでできた成果物をしっかり社会に実装すべく、我々も伴走してまいりたいと思いますので、皆様方のご指導どうかよろしくお願い申し上げます。

委員紹介

<事務局>

ありがとうございます。それでは委員の皆様をご紹介させていただきます。お席の順にて、お名前をお呼びいたしますので、一言ずつご挨拶を頂戴したいと思います。

元厚生労働省事務次官の村木厚子委員

<村木厚子委員>

村木でございます。私は労働省に入ったので人が働くということとずっと自分の仕事としてやってきました。そういう中で、役所でやるとどうしても縦割りになるところを、こうやって横に大きく網をかけて考えて下さっていることに本当に感謝をしています。何ができるかわかりませんが一生懸命勉強して貢献できるようにしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

<事務局>

中央大学法学部教授の宮本太郎委員

<宮本太郎委員>

中央大学法学部の宮本と申します。今日は大事な会議にお招き預かり本当にありがとうございます。また光栄に思っております。WORK!DIVERSITY というのは、障害者のウェルビーイング、これが第一なんですけれども、しかしやはり今、日本の経済の停滞が言われている中で、一方で人手不足、他方で、本当に能力のある、誠意のある人たちが活躍しきれてないという現実があって、そこを活用するという意味では社会全体の底上げに繋がる本当に大きなミッションだというふうに思ってます。委員の皆さんからいろいろ勉強させていただきながら、できることをやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

京都産業大学教授で前京都府知事を務めていらっしやいました山田啓二委員

<山田啓二委員>

山田でございます。よろしくお願いいたします。私は16年間知事やっていて、知事会の会長をやっていたのですけれども、どうやったら地域を元気にするかというときに、みんながやっぱり元気に働ける環境を作ることが我々にとって一番大きなテーマなんですけれども、それをやればやるほど元気に働けない人にぶつかっていく。一つのジレンマに陥っていた状況がございます。それだけにこのWORK!DIVERSITYが、そのジレンマを突破していただいて、新しい時代を作っていただくと。今はDXとかグリーントランスフォーメーションとかありますけれども、WXに、ワークトランスフォーメーションでありウェルフェアトランスフォーメーションになっていったらという観点から、お手伝いをさせていただけたらありがたいなと思います。

<事務局>

特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族連合会理事長の藤岡清人委員

<藤岡清人委員>

藤岡でございます。よろしくお願いいたします。WORK!DIVERSITYということで初めて参加させていただきます。我々のところで今、全国の都道府県、政令指定都市にですね、ひきこもり地域支援センターというのがございまして相談件数は多いのに、その相談の次がない。3月に広島にA型事業所ができて、引きこもっている人が、50代なんですけれども、毎週5日間そこに通勤するようになりました。それはなぜか。例えばKHJの調査では、7割の方が働きたいと言っていて、でも、働いた経験があって職場でつらい思いをしている。だからそのギャップに悩んでいる。ではそのギャップをどうしたらいいのかというと、やはり報酬というのが非常にインセンティブになるんだろうと思います。非常に期待しております。

我々は、今は拠って立つ法律がないので、「ひきこもり基本法」というのをですね、ぜひ作っていただきたい。またその前に、障害者だけではなくて、はざまにいる人たち、手帳が取れない人や、自分に障害はないと言ってる人が引きこもっているので、その人を例えばA型でもB型でもそういうところ（就労継続支援事業所）に入れていただきたい。働きたいという意志がある、そういう方をぜひ、社会参加の場に活用できたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

<事務局>

続きまして、特定非営利活動法人全国就労移行支援事業所連絡協議会会長の酒井大介委員

<酒井大介委員>

酒井でございます。よろしくお願いいたします。私はですね、障害福祉サービスの一つであります就労移行支援事業の全国団体の代表をしております。就労移行支援事業はですね、障害のある方に、アセスメント、そして就業前のちょっとした準備をして、マッチングをして企業に繋げていくということが大きな役割なわけですが、このプロセスをですね、いろんな方々に幅広く汎用化、応用ができるんじゃないかなと思っておりますので、そういう観点から、私自身も知恵を絞って皆様方と意見交換をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク代表理事の藤尾健二委員

<藤尾健二委員>

藤尾でございます。よろしくお願いいたします。私はいわゆるなかぼつセンター、障害者就業・生活支援センターが多く加盟をしている全国組織の代表しております。雇用と福祉の連携強化ということで様々な取り組みの中で、なかぼつセンターの名前がたくさん出てきているんですけども、3年前から生活困窮者のうち障害がうかがわれる方への支援ということで、地域の支援調整会議ですとか生活困窮者の支援の会議とかに、出席させていただく機会が増えたんですけども、言葉が違う、方向性がまるっきり違うということで、障害者に対してある支援が、他の方々にはないんだってところは、すごく実感をしたところです。ただ普段は千葉市で仕事をさせていただいておりますので、千葉市の場合には生活クラブさんが、ユニバーサル就労ということでかなり手広くやられていて、そういうところとの連携で進んでいるものがたくさんあるなというふうに日頃感じているところです。ぜひですね、こういったものが全国的に広まっていて、さらには労働、雇用の場に繋がっていくようなそんな機会として私も何か少

しでもお手伝いできればなということで参加させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

<事務局>

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会常務理事の辻邦夫委員

<辻邦夫委員>

今日はお招きいただきましてありがとうございます。一般社団法人日本難病・疾病団体協議会の辻と申します。私どもは難病や慢性疾患の患者会が約 100 ぐらい集まりました連合体でございまして、難病の方、医療費助成を受けている方も 100 万人ぐらいいらっしゃいます。平成 25 年に障害者の枠の中に入ったんですけれども実際には手帳を持っていらっしゃらない方は、半分ぐらいいらっしゃいます。病気を隠して働いて成果を出されている方もたくさんいらっしゃるんですけれど、これがまた再発したり、進行したりすると、情けない話になってしまう状況でございまして、そこら辺を何とかしたいと常々思っているところでございます。ぜひ皆様のお力もお借りしたいと思っております。よろしく願いいたします。

<事務局>

上智大学法学部教授の永野仁美委員

<永野仁美委員>

上智大学で社会保障法を担当しております永野と申します。この度はこちらの会議に参加させていただきましてありがとうございます。私は特に就労困難性の高い障害者の雇用政策や、福祉的就労の施策について研究してまいりました。その研究の中で気づくこととしましては障害のある方と障害のない方の境界性はすごく曖昧で、どこからが障害者なのかということは、実は本当には決めきれないところであるにも関わらず、障害者施策の対象は一定の範囲を画してその支援をしてきたところがあるということがありました。今回は障害ということにこだわらずに様々な理由で困難を抱えていらっしゃる方の就労を支えるということで、この企画にすごく期待をしているところです。どうぞよろしく願いいたします。

<事務局>

続きまして、岐阜市長 柴橋正直委員

<柴橋正直委員>

岐阜市長の柴橋でございます。今日はどうもありがとうございます。私は市政の方針

の中で WORK!DIVERSITY を掲げておりまして、全ての人に居場所と出番がある社会を作りたいと考えています。特に現役世代の皆さんにとっては「働く」ということが居場所であり、出番があるということになると思います。地域の皆さんが働きたいと思ったときに、様々な形で働くチャンスを得られるようにという中に、WORK!DIVERSITY の取り組みは本当にぴったりと来る取り組みだというふうに思っています。引きこもりの問題も、私どもはしっかり捉えておりまして、やはりいろんなご相談にいらっしゃる方の中には、働きたいというご相談が現実にございます。そのときにいきなり働くというのはハードルがありますので、こうした WORK!DIVERSITY の仕組みを通じて就労の訓練を得ながら、そして働くというところに繋げていくということが地方自治体としても非常に効果の高い取り組みではないかと感じてるところでございます。ぜひ皆さんと議論をしながら、政策実現に向けて、頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

もう 1 名、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センターむすびえ、理事長の湯浅誠委員にも委嘱をさせていただいております。湯浅委員は本日は所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。以上 10 名の方に委員をお引き受けいただきました。御礼申し上げます。また、本日厚生労働省からオブザーバーとして 4 名の方にご参加いただいております。代表しまして生活困窮者自立支援室長の米田室長から一言ご挨拶をお願いします。

<米田室長>

厚生労働省生活困窮者自立支援室長の米田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。厚生労働省からは、私の他、障害福祉、障害者雇用、それから訓練の担当の者が今日は参っております。私どもは普段は、日々の自分の持ち場で目の前の課題に向き合わざるを得ないんですけども、こうした大きな議論、そして横串を通したような議論の場に接するということができるのは大変いい機会かと思っておりますので、どうぞ勉強させていただければと思います。

議長選出

<事務局>

ありがとうございます。それでは議事に入らせていただくにあたりまして当会議の議長を選出させていただきます。議長は互選により選出とさせていただきますが、事務局より、柴橋正直委員を推薦させていただきたいと思っております。柴橋委員は岐阜市長として多様な就労困難者の就労促進を力強くおし進めていらっしゃる、当

財団の実施する WORK!DIVERSITY プロジェクトのモデル事業にも取り組んでいただいております。ご異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(異議なし)

いらっしゃらないようですので柴橋委員は議長席にご移動ください。それではここからの議事進行を柴橋委員にお願いいたします。

協議事項① 背景と基本構想

<議長(柴橋委員)>

議長にご選出いただきましてどうもありがとうございます。それでは早速始めさせていただきます。協議事項1「背景と基本構想」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

<竹村シニアオフィサー(事務局)>

日本財団の竹村です。今日はお集まりいただきまして本当にありがとうございます。2025年の2月を出口にしておりますので、今日はそれまでの間じっくりお付き合いいただくための顔合わせが何よりも重要でございましたので、会長の挨拶から始まり、前半は皆さんからたくさんお話をさせていただきました。

ここから改めて「背景と基本構想」についてご説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料と同じものが投影されますので、見やすい方をご覧くださいと思います。会長からもお話ありました通り、我々が法務省や厚労省など様々なところにある資料から積算したところ、2018年に1500万人の就労就労困難者がいるということ把握いたしました。ただこれは積み上げです。障害があつて引きこもり、引きこもりで難病など、様々な重複がございますので、いろんな計算式を踏まえて、正確性はやや欠けているところではありますが、ならずと600万人程度ではないかというふうに推計しているところですが、ただ一方で、お手元にカラーのパンフレット(就労支援フォーラム)を用意してありますが、この10年かなり障害者の就労支援に力を入れてまいりました。これは(フォーラムは)参加費8,000円なんですけど、実は1,500名程度が集まっています、我が国の障害者就労支援をぜひ前に進めようという人たちが集まっております。ただ、この方々が運営する能力の高い就労支援事業所を使えるのは、現行法上では実は縦割りになっていて障害者しか使えません。自立支援法が始まって以降整備されたこの優良なサービスは、全国に2万事業所に及んでます。資料では1万5,000と書いておりますが、これは3年前の数字で今は2万箇所ございます。実はパチンコ屋と同じ数の就労支援事業所が全国津々浦々にあるのに、なぜか障害者しか使えないということです。今後、既にインフラ整備された障害者就労支援サービスを、障害者に特化することなく、共通のリソースとして多様な就労困難者に提供することが合理的かつ現実的で

はないかというのが、我々の提案でございます。障害者雇用率に関しては、当時の自立支援法の就労移行支援事業ができてから、確実に障害者雇用率が上がってきたというのは紛れもない事実であると考えます。一方で私の知りうる限り 30%強の就労移行支援事業所が1年を通じ1人も就労実績を出していないというところもありますので玉石混交の部分がありますけれども。優良なサービスをなぜ障害者だけしか使ってはいけないかということに関して、もっと横断的にすべきではないかという提案をさせていただき、今日議長になっていただきました柴橋市長を中心とした4自治体でモデル事業を行っております。これは真ん中にマネジメントセンターを置き、そこに障害者以外からの相談が参ります。引きこもり20年ですけど大丈夫ですかという生々しいお声や、今まで障害者手帳を取ったらとかなりすすめられたんだけど、私は障害者にはなりたくなくて、でも生きづらさ働きづらさはあるのでこのサービスを使うことができますか、という相談があります。それをマネジメントセンターがインテークしアセスメントをします。その多くが生活居住支援から開始した方がいいとか、医療に繋がった方がいいという、赤矢印で結ばれた医療や介護、福祉などが必要なパターンです。それ以外の青い矢印がトレーニングにつなげるということで、就労継続支援A型や、就労移行支援事業所にマネジメントしております。実は昨日参議院議員の方から岐阜市に対してヒアリングがありまして、その時の直近の岐阜市の情報では、昨年9月開始以来、120名の相談が寄せられ、実際に就労移行支援事業所等に繋がったケースが40例ほどあり、その中から3名程度の就労を実現することができたということです。障害者雇用に対して、障害のない方の雇用は雇用率という宿題がない部分があるので、出口には苦勞はしておりますが、アセスメントの結果、マネジメントセンターを利用する以前と以後で確実に生活レベルが上がっているという状況でもあります。この辺りをぜひとも制度化をしていきたいと考えているところです。

大体1箇所当たり、岐阜の場合でも5,000万円程度の事業規模で。我々が8割補助、2割を自治体が負担しております、いい制度なんだったら国の制度にならなくても、市単、県単でやればいいじゃないかという反応もありますが、やはり首長にお伺いしたところ、やっぱり今は日本財団の8割の補助があるから続けられるけれども、全額これを市単、県単になってしまうとなかなか財政上の負担が大きいので、何とか国費として補助がされるという状況を生み出したいですねとのことでした。実は先日自治体向けの説明会を行った際に30余りの自治体が参加しましたが、最終的にモデル事業になりそうなのが5箇所程度あります。こういうところが日本財団の補助が切れてしまうと続けられないということになると、はしご外しになってしまうので、何とか制度が見込める状況であればエントリーしたいんだけど、という自治体が非常に多かった印象です。ここに至るまで検討を重ね、調査を重ねて、モデル事業を実施し、ようやく政策の実現会議までに至ることができました。繰り返しになりますが、先日開催した自治体向け説明会では、函館市から大分県まで、県や市町村から問い合わせがありました。いず

れも生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業を行っている自治体が非常に多かったです。ただ就労準備支援事業を行って準備は整っているんだけど、その後のマッチングには至ってないという状況にかなりジレンマを感じていて、こちらも並行したいということでエントリーがあります。8割の補助が切れてしまった後、国費として引き継がれていかないかもしれないものに手を出すのはなかなか逡巡しますという中で、(資料の)右側にあります宮城県など、いくつかの自治体が来年度のエントリーに向けて予算化をしようとしているところです。政策提言としましては、累計1,500万人の就労困難者に対する現行の縦割り制度から、新たなシステムとして効果が実証されたこのモデル事業を取り入れて、ぜひ国の方で制度化をしていただきたく、その予算措置を講じていただきたいと考えております。

最後になりますが、プロジェクトの推進体制としては、日本財団がこの事業を企画し運営をしておりますが、助成事業として千葉県を初めとした自治体にモデル事業に参加をしていただいています。また本日事務局の後ろに控えてくださっているダイバーシティ就労支援機構にも事業を一部委託しております。以上でこのパートの説明を終わりたいと思います。

<議長>

はい。ご説明ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関してご質問等ございましたら、ご意見でも結構でございます。どうぞ、藤岡委員お願いいたします。

<藤岡委員>

(多様な就労困難者が)600万人というスライドがあったと思うんですけど、ここですね、これ事実なんですけど、ひきこもりが「54万人」って書いてありますね。これについては子ども・若者育成支援推進法、これに基づいて調査をされてるので、これは15歳から39歳までなんです。これは、調査の断面を捉えたら、この人数は減ったんです。厚労省の方はそれをもって、引きこもり施策が効果をなしたのだと言われたんですが、その減った分は40代以降に移行してるんじゃないかと、40代以降でも調査してほしいと。子若法のもとでは調査の対象にはならないんですが、40歳から64歳までを合わせて調査したら115万人で、コロナ禍の昨年度の調査では146万人という数字になってるんですね。そうするとこの数字が少なく見えちゃうんです。ですから、これは最新のデータでは146万人というのが年齢を15歳から64歳までで調査した結果になりますので、補足させていただきます。

<議長>

最新の情報ありがとうございます。他にいかがでしょうか。例えば村木委員、何かこの点でございましたら、よろしく申し上げます。

<村木委員>

はい。私は障害者の就労から入ったので、あの仕組みがいろんな人に応用できたらというのはいまずっと実感としてありました。それをモデルとして今やってくださってるっていうのはすごく興味深いし、意義があることだというふうに思っています。それでマネジメントセンターが、相談に応じてトレーニングにマッチングしていくという、このところがちゃんと動くかどうかということだろうと思うんですけども。さっきの説明では、相談があって次にトレーニングに入るかどうかというのがあって、それからその後、就労につなげると。就労というのは、紹介の事業所ということなのか一般の事業所ということなのか、この辺りは実際どう動いているのかを教えてくださいとありがたいです。

<議長>

竹村さんお願いします。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

マネジメントセンターで、A型がいいのか移行がいいのかということ、本人の選択を含めてアセスメントし、半年程度から1年ぐらいを目処に支援しております。千葉も福岡も各所の就労先は一般企業での就労になってます。これはこれからのテーマになっていくのですが、実はB型への福祉的就労という着地もありなのではないかということもありますけど、私達自身が、低工賃に取り組んでいるので、そうはしたくないなというのは、感じてるところであります。

<村木委員>

はい。ありがとうございます。まさにそこが問題意識で、障害者自立支援法、それから総合支援法になってから、障害者の人たちが通うのが、就労の事業所にシフトをした、というのがすごく大きな流れで「働く」ということをみんなが意識するようになったと思うんですね。だけど、どうしても国の事業として、あるいは福祉としてやると、そこで満足しちゃうという現象が起きるので、そうではなくて、自分に一番合ったところに行くとか、力がついたら次に移るといった絵を描かないと、政策にはならないだろうなと思ったのですが、今伺ったら一般就労にいらしているとのことなので、とてもいい形でモデルが動いているのかなと思いました。ありがとうございます。

<議長>

ありがとうございます。竹村さん補足ございますか。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

先ほど藤岡委員に補足いただきました引きこもりのデータに関しましては、後でキャッチいたしまして、補足いただきましてありがとうございました。

協議事項② 政策実現会議における検討内容と提言

<議長>

では議題の 2、「政策実現会議における検討内容と提言」について事務局より説明をお願いしたいと思います。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

では引き続きまして、検討内容と提言ということで、今日お伝えする内容は、今後議論をしていく内容はこういうこととなりますが、いかがでございましょうかというイントロダクションであります。来年の 2 月に皆様のスケジュールを調整し、第 2 回からは「現行各法の問題点と課題について」ということと「WORK!DIVERSITY のモデル事業の事業概要の説明」、また、この事業が国費をいためることがあってはいけなくて、すでに行っている「社会保障と財政バランスの検証」などを説明させていただき、その絵を皮切りに本格的に議論を開始したいと考えております。ダイバーシティ就労支援機構に厚労省の OB の酒光さんが今日も来られてますが、酒光さんに至極丁寧に統計調査をしていただき、財政と社会保障のバランスに関しても、今のところ仮説ではありますけれども、国費を傷めるものではないというデータもございしますので、そこらは次回以降説明をしながら、このデータに関しての信憑性も含めてしっかりと議論できればと考えております。

検討内容①として我々が考えているのは、関連の他制度というのは、やはり何よりも生活困窮者自立支援法です。実は私も WORK!DIVERSITY の事業を考えたときに、それは生困なんじゃないのというご指摘を多々受けました。縦割りをものすごく私は批判していましたが、誰よりも私が縦割りで生困のことを全然知らなかったです。僕はこれは経済困窮にある人だけが対象だと考えておりましたので、全ての生きづらさも含めた生活のしづらさを困窮というんだよということで、名称からもちょっとわかりやすくしないですかと思いますけれども。それだけではなくて、準備支援事業はあるんだけど、就労率が高まっているかというところでもなくて、これを実施しているのが、就労支援が得意ではないところがやっているのではというような懸念も含めて、しっかりと議論をしてまいりたいと思います。昨今では、重層的支援事業、就職氷河期世代支援ということも開始されております。あとこの求職者支援制度は、ずっとお世話になっている元次官の蒲原さんから、いや求職者支援制度を使う方が手取り早くないかというご意見もございしますので、総合支援法の横断化にばかりこだわらずに、

いろんな制度の活用ということも検討すべきではないかというふうに考えております。

検討内容②は、財政の影響に関しては我々の基礎調査では、270万人の就労増が実現することでGDPを約1%引き上げるし、毎年彼らが働くことで、タックスイーターからペイヤーに変わることも含めて、年間2.3兆円という財政効果があり、決して社会保障費を膨張させるためだけの政策ではないということ、仮説としては持っております。今モデル事業の実態に即して検証を予定しておりますので、最新のデータを酒光さんとともに調査をまとめながら、皆さんにご報告をして議論できればと考えております。

検討内容③としまして、支援体制に関しては、我々が全国12,000の就労移行支援事業所、A型施設、B型施設にアンケート調査を行いました。31.3%の回答を得ましたところ、実は既に7.9%が制度上受け入れが認められていない場合でも、障害の有無に関わらず積極的に受け入れているというご報告をいただいたんですけど、これは実地指導が入ると実は違法です。それがわかってる方は制度が許せば障害の有無に関わらず積極的に受け入れたいというのが32.7%。「障害者でありかつ多様な就労困難を持つ方も受け入れたい」というところを含めると実はもう7割、75%程度の方が、制度を整えば十分に受け入れる可能性はあります。ただ何度も言いますが、就労支援の実績に乏しいところを認めるかは議論を待ちたいところではあります。

検討内容④としまして、岐阜も含めて現場から報告をいただいて、モデル事業の実態がどうであるかという検証を3回目に予定しております。その論点としましては、実際に障害者就労支援事業所には多様な就労困難者を就労支援する能力があるのか、通所することに実際利用者は抵抗感がないのか。いや、モデル事業で実施するスキームはこれだけじゃなくて、まだまだ過不足があるのではないかということに関してご議論をいただきたいと考えてます。

これが最後になりますが検討内容⑤として、実際に事業を実施しても、うちやらせてくださいと言われてそのまま任せるのではなく、就労移行事業がそうであるように、サービス管理責任者を置くことを必須としたことが広がらなかったという要因ではあると思います。既存の障害者就労の制度だけではなく、新たな要件を必要とするならば、昨日から開始をしております「ダイバーシティ就労支援実践研修をきちんと受講したもの」というようなお墨付きになるものが必要なのか、いや、もうちょっとフリーにできた方がいいのか、ということに関して、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

最後のページになりますが、提言の内容としましては、論点はWORK!DIVERSITYという考え方に優位性はあるのか。いや、既法既制度で充足できるし、させるべきではないかということをご議論いただきたい。今日ご欠席の湯浅さんからは、生困の事業に課題があるとするならば、そこをきちんと改善するという方向でやった方が、なかなか総合支援法の改正等々というのは、相当に時間かかるし難題ではないかという湯浅さんの個人的なコメントもいただいているところです。我々としましては、今回予定し

ている 6 回の会議をこれだけの皆さんに集まっていただいて、議論のための議論では決して終わりたくはないと思っていますので、確実に我が国の国益に資する、個人の幸福を高めることができる制度設計というのをきちんと形作って提言してまいりたいと思っています。以上事務局からの説明でした。

<議長>

はい。ご説明ありがとうございます。ではただいまの説明に関してご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。はいどうぞお願いします。

<藤尾委員>

藤尾です。ありがとうございます。なかぼつセンターで実際に生活困窮者自立支援法の機関と連携をとって動いている中で、真っ先に感じるのは、やっぱり目の前の困りごとを短期間で解消するというのが、どちらかという生活困窮者自立支援法で動いているセンターさんのイメージなんですね。一方で我々は、長く働くとか、そのあとの生活というような割と長期的な視点に立って取り組むことが多いので、ここの差が結構あるなというのをまず感じています。この辺りをどういった根拠で進められるのかなと思ったのが一点。もう一つ冒頭お話があったように障害者の施設に、私は障害じゃないって言う方たちが、この制度に乗っかってくるとなったときに、現行の就労移行支援事業所に行けば、当然そこには障害のある方がたくさん通ってるという状況なので、今あるものを使うよりも、このあとモデル事業の検討をされるという話だったんですけども、何かこれをやるのであれば、これに特化したものが生まれてくるという方が、より現実的なのかなと感じました。

<議長>

ありがとうございます。竹村さん何かございますか。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

藤尾さんからの前半の指摘に関しては私たちもこれからしっかりと調査、精査していこうと考えていますが、やはり生困の事業の中で、また次回以降もいろいろご意見を伺いたいところですが、どうしても生困の事業の中の優先順位としては、まず生活の安定とか居住支援というのは基盤中の基盤なので、働くというところは、ある程度そこが安定してから、となってしまうと、せっかく準備が整った人も、なかなかハローワーク等との調整にも繋がらないというところになりますか。

<藤尾委員>

逆のイメージです。なるべく早く就職させるという動きが多いです。実際に支援調整

会議に入っていると。結果それもうまくいかないです。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

逆に僕は違う景色を見てました。ぜひその辺は次回以降に深めてまいりたいと思います。

<議長>

大事なお指摘ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか？どうぞお願いいたします。はい。

<辻委員>

難病関係です。総合支援法改正での対象拡大のところについてなんですけれど、実際に平成25年に対象が拡大されて、障害者の中に入った意義は非常に大きいんですけど、直近のアンケート等をとっても見る限りではですね、ほとんど全く就労に関して変わっていない。手帳がなければ話にならない、こういう状況は変わっておりませんし、残念ながら施設や機関の利用についてもですね、例えばなかぼつセンターさんとか就労支援A型B型というワードはほとんど上がってこない。上がってくるのが一番多かったのはハローワークというような現状でございます。ですので、支援法改正で対象拡大して障害者の枠が広がること自体は素晴らしいことだと思うんですけども、それを補完する、実態のある総合的な支援がないと実際には就労支援には繋がっていかないというようなところが難病では残念ながら出ているというところなんです。

<議長>

はい、藤岡委員お願いいたします。

<藤岡委員>

生活困窮者自立支援法の中で、引きこもりも一応対象になってるんですが、窓口で相談に行ったら「うちは引きこもりはやってません」という、そんな対応される場所もあつたりします。コロナの関係で職を失う方の増大がありまして3倍の相談数になったのですが、じゃあ引きこもりの相談がどうなのかというと、ほとんど変わらず少ないです。ですからひきセン（ひきこもり相談支援センター）の相談件数は、遥かにそれより多いわけです。ですから、この窓口で引きこもりの対応していると言いながら、実質はあまり機能してないんじゃないかなというのが実態です。我々がA型B型も使えるようにしてもらえませんか、手帳はないですけどもと言うとですね、ある県議の方が、それって現行法を改正した方が早いよと。引きこもり基本法という話をする前にですね、現行法改正が早いんじゃないか、というようなことは言われてました。

<議長>

ありがとうございます。事務局よろしいですか。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

実はそうした例は全国に多々あって、生困の事業の窓口の方が、経済的に困ってらっしゃいますかという論点だけで門前払いする例が多々あります。本当にそういう笑いに笑えない話があり、実は僕は高知出身で、高知市長の岡崎誠也さんは福祉事務所長上がりの市長なので、積極的に生困の事業に乗り出してるんですけど、やはり高知市内であっても、これは生活保護行政のことだよ、というふうに公的扶助の分野で捉えられることが多いです。実は調査でも、就労準備支援事業、生困についてご存知ですかということを、全国の就労支援関係の事業所に聞いたところ非常に認知度が低かったというのも、また次回以降ご報告させていただきます。

<藤岡委員>

最近よくある 8050 問題で、高齢者の支援に入ったら、50 代の息子さん娘さんがいることがわかった。でも地域包括の方は、自分の担当じゃないからどうしていいかわからない。それで放置されてるというケースが多々あるんですね。地域包括支援の方が引きこもり支援センターを知ってるかという、知らない。結局縦割りで、末端は変わってないんですよね。縦割り行政はいけませんね、というようなことを厚労省も言われるんですけど、実態としてはもうフロントは変わらない。そこも変えていただきたいなと思います。地域包括といったら、老人だけじゃなくて、子どもや引きこもりも、他にも全部含む言葉ですよ。そんな包括支援のあり方が本当は必要なんじゃないかと思います。

<議長>

ありがとうございます。村木委員ございますか。

<村木委員>

これから勉強しなくてはいけないんですけど、この提言の資料に 4 つ挙げられているんですけど、事業を作っていくときの難易度を考えたときに、A の障害者の総合支援法というのは個人に対する給付ですし、それから C の求職者支援制度も個人に対する給付ですよ。それから B は生活困窮者に対する給付事業のように見えて、実際の就労準備のところは事業に対してお金が出ているということです。難易度から言うと事業に対してお金が出る方が制度を作るときに難易度は低いだろうというのが一つ。もう一つは、これを見て面白いと思ったのが、障害者だと、ずっと永久にこの制度を使える、給付をもらえるっていう制度なんですけど、求職者支援制度って、一定期間って

いう期間が決められている。もしかしたら困窮はそのまま中間ぐらいなのかな、卒業という概念は多分あるんだろうと思うので。我々がやろうとしてることを（制度として）組むときに、個人向けの給付なのか、事業に支援して人数に関係なくカバーするのかっていうことと、それから、日本はやっぱりちょっとこう、トランジションのところの支援が弱いと思うので、20年間引きこもってたら5年ぐらいこういう支援が受けられるよねっていうような、だけど一応卒業という概念がある、自立っていう概念があるっていうような組み方なのか、この人は、障害者なんですずっと永久にもらえるんだ、この制度を使えるんだっていう発想でいくのか、この期間をどう考えるかとか、そのあたりを今の実際のモデル事業で見たときに、どっちに近いのかなっていうようなことが勉強できるといいかなと思いました。

<議長>

大事な論点ありがとうございます。それでは有識者の方で永野委員よろしいですか。

<永野委員>

では質問させていただきたいと思います。生活困窮者自立支援法の各種の事業の中で認定就労訓練事業のみが少し特殊な位置づけになっています。その他の事業については、必須事業または任意事業ということで事業に対してお金が出るというたてつけになっていますが、この認定就労訓練事業に関しては、何か優先発注でしたか、そういうものはあるにしても何も公費が出ないというたてつけになっており、これは先日、厚労省の方から教えていただいたんですけど、結局10年弱ぐらいで500件ぐらいしか、実際の利用がないということで、すごく少ないなという印象を持っています。それで先ほどのお話の中で、今は日本財団の助成があるのでやっていけるんだけど、それがなくなったらもう事業はやっていけないので、モデル事業に参加することに躊躇があるというお話がありましたけれども、中間的就労の仕組みをもっと公的な助成を伴うものに変えていこうということも、検討事項の一つとして考えていらっしゃるということでもよろしいでしょうか？

<議長>

竹村さん、お願いします。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

はい、ありがとうございます。認定就労訓練に関しては中間的就労ということで、本当に考えたことがきちんと形になれば、コストの意味から考えても、当事者が就労に一番近いところから開始できる、雇用そのもののところから開始できるということからも有用だと考えていますが、そこにやはり、ボランティアな委ね方になって奇妙な方し

かそれに応じられないというところが、なかなかブレイクスルーできない部分だとは思いますが、そこに対して、こういうやり方だったらもっと伸びませんかということに関しては、次回以降の議論の中で、生困の分析と、現状共有の課題というところで、テーマにしてまいりたいと考えております。

<議長>

ありがとうございます。宮本委員どうぞ、お願いします。

<宮本委員>

はい。どういう伺い方をしているかちょっと躊躇してるんですけども、先ほど竹村さんにご説明してくださった最後の提言のまとめ方、ABCD というのは、これは議論の進め方として、どれかを選んでいくということなのか。あるいは例えば総合支援法と生困の改正というのを、両方視野に収めつつ進めていくということ。つまり、A+B のような形ですね、我々は選択肢に入れるということなのか、これを確認したかったんですね。と申しますのも、これまでいろいろこうした制度改正の議論には加わらせていただいていたけれども、やはりいずれかの制度の改正ということで議論の枠組みができていた。そうした中で、この会議が非常に画期的と思われるのは、こうやって複数の制度を視野に収めつつ、連携させながら議論をしていくと。これができれば非常に素晴らしいことなんですけれども、おそらく竹村さんご承知の通り、難易度が非常に高いわけでありまして、これに関連して、例えば先ほど永野先生からもお話あったところなんですけれども、就労継続支援 A、B の制度の立て方として生困の方でこれに対応してるのが認定就労訓練事業なんですけれども、何が違うかっていうと、認定就労訓練の方はほとんど補助が出てない仕組みになっておりまして、結果的に今就労継続支援 AB を利用してる方は 2020 年度で 23 万人おられるわけなんですけれども、認定就労訓練の方は定員で 5,000 人であるという状況になっているわけです。要するにここを連携させながら改定を試みるといったときに、もう一つこれに関連して確認したかったのが、ファンド（財源）の問題で、竹村さん先ほど、国費を傷めないっておっしゃり方と、それからしっかりファンドを求めてくってというおっしゃり方、両方をなさったように思うんですね。もちろん無謀な国費に負担をかけるような議論、改革ってのはそれ自体、フィージビリティに乏しいわけですから、そこはしっかり考えていかなきゃいけないと同時に、先ほど申し上げたように、就労継続支援の AB をオープンにしていくというときに、ファンドを伴わないと、今 AB を利用されている方々のウェルビーイングが低下しかねないということも考えられるわけです。そのあたりはどんなふうにか考えながら議論を進めていくか事務局としてお考えでしょうか。繰り返しますと、ABCD の選択肢の繋げ方ということと、ファンドに関する事、これはそれ自体議論すべきことなんだろうけれども、竹村さんの大体の見通しみたいのがあればお伺いしたいと思っております。

<議長>

竹村さんどうぞ、お願いします。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

ありがとうございます。宮本先生、ABCD というふうに出しましたが、今日の議論の中で、事業にお金がつくようになるのか人にお金がつくようになるのかということも、今日改めてそうだったよなと再認識しましたし、決してAでないといけないBでないといけないというのではなくて、このAの部分とBのところを取り出してCをプラスしていくと、新たなEが生まれるのではないかという議論の発展性というのは、我々としてはそうあっていただきたいと考えています。ただ私自身は、本題のファンドにも関わりますけれど、全国20,000事業所の障害者就労支援が横断化されるという景色が、圧倒的に何か訴求力というか、そういう事業に我々が力を出せるんだねっていうわかりやすさというところはあると思います。生困も使えるんだ、重層的支援も関わりがあるんだっていう、いっぱいメニューがあるけれども、わかりやすさということからすると、これをするによって、結果として社会保障費は増えるかもしれないけれども、实际的に収入も含めて個人の幸福度が上がり、結果として医療依存がなく要介護度も低いまま、ピンピンコロリっていうと議事録に残って怒られるかもしれませんが、そういう人生を歩める我が国にするための仕組みとしては、僕はやっぱり一番わかりやすい総合支援法の改正かなというのは若干こだわりを持っているところではあります。先生のご質問の、そのファンドの部分が、僕なりの解釈で十分に追いつかなかったのでもっとまた補足で質問をいただければと思います。

<宮本委員>

ありがとうございます。就労継続支援のABを、障害者手帳がなくても利用できるようにするというのは、一つはもう繰り返し提起されてきたことでもありますし、生困の制度に関わってきた立場からすると、非常にそれを囑望するところはあるんですけども、他方において、やはりそれはこれまで利用されてきた障害者手帳をお持ちの方々にとっては利用する機会が減ることにも繋がりがねないという部分があるのかなというふうに思っております。そうしたときに、やはりおそらく、さっき竹村さんがお答えいただいたことで理解したんですけども、ABをそのままにしてそれを広げるってことはないわけで、おそらく同時にいろいろ手を加えていく必要が出てくると思うんですけども、そうであってもやはりそこをいろんな方々が、引きこもりの方、それから生困っていうのも元々は先ほどお話あったように、横断的な概念だったんですけど縦割りになりつつあるというところもありますので、そこを突破して、みんなが今のABの制度を利用できるようにしようとしたときに、やはりそれなりのファンドっ

ていうのが必要になってくるのではないかというふうに考えるわけなんですけれども、そのあたりどんな見通しが議論の着地点というのをお考えかといのをお聞きしたいです。

<竹村シニアオフィサー（事務局）>

ありがとうございます。頑張っって昨日までこの資料を仕上げましたが、出口を財源も含めて、どう考えていくのかということの重要性を、宮本先生から宿題いただいたと思いますので、しっかり考えたいと思いますし、今後議論の中でも投げ込んでいきたいと思っています。

もう時間もないので最後にお伝えしたいのは、断らない支援というのが、いろんなところで標榜されるんですけども、確かに相談は断ってないです。どんな人でも相談は受け入れてます。調査からも明らかです。誰の相談も 100%受け入れている。それを断らないというのであれば、どこもかしこも今までも断ってないはず。ただ、支援はお断りしてます。あなたは障害者ではないから移行（支援）とかは使えないから頑張っってねということで、相談を断ってないから「断らない支援」と言っているけれども、我が国を本当に断らない体制にするためには、A ではないかもしれない B でもないかもしれないけれども、C、D、プラスで新たな政策をと、また新たな柱ができてさらにわかなくなっちゃったと国民が迷わないように、きちんと一本化するわかりやすい道筋を、点字ブロックのようなものをきちっと路面に敷き詰めることができたらいいなと思っています。

<議長>

山田委員どうぞお願いします。

<山田委員>

竹村さん非常によくまとめていただいて、これを見れば問題点はわかるんですけど、多分現場ではここまでプロ的にですね、物事を分解して考えることはやっぱり難しいんじゃないかなというふうに思います。それからすると、現在は WORK!DIVERSITY モデル事業を、千葉県と福岡県と岐阜と豊田でやっていて、都道府県と市町村がやる点については少し違和感があって、どういう形でやるのかというはあるんですけども、これは多分委託事業でやってるんでしょうね。委託事業でやられるってことは両方に不安があって、委託する方は、日本財団の補助金がある限り委託しますよ。逆に委託される方は、委託されるのはいつまで続くんですかとなります。委託される（岐阜市の団体の）サステイナブルサポートさんとかこういったところは、人を雇わなきゃいけませんから。人を雇ったときにですね、委託事業がいつまで続くかわからない状況で雇えと言われても困るということになるので、この隘路をどこで打開するのか。そうした

場合にやっぱりマネジメントセンターの位置づけですね。ここが非常にわかりづらくなっているんじゃないか、生困でやるのか総合支援法でやるのかわかりませんが、マネジメントセンター自身もやっぱり、先ほど地域包括ケアの話もありましたけれども、ある程度公的な位置づけというものにしていかないと。国の方も今日いらっしゃいますけれども、そういうインクルーシブな世界を作るためのですね、新しい組織として位置づけていかない限りは、いつまでたっても断らない就労支援にはならないんじゃないかという感じがします。ABCD と（制度導入の）形を定義されているんですけども、そのこのところはこうしたモデル事業を突破口にして、そこからきちっとした位置づけを、地方公共団体に与えていくような方策をとるのが僕は一番近道だし、そうすると地方公共団体も安定して、こうした事業に入っていけるんじゃないかなというふうに思います。みんなやる気はあるので。その後に国に対しても、こういう形の支援をしているという形をとっていただければ、もっと増えていくんじゃないかと思います。

どんどんですね、引きこもりも全部って話になってくるとこれはやっぱり難しいですよ。地方公共団体もそこまでの人的資源はありませんので。そこは、このモデル事業の範囲を広げていく形で、そこに公的な位置づけを与えていく。ということ国にきちんと言っていく中でですね、この問題を広げていかないと、あまり実際の解決にはならないんじゃないかなというふうに思います。

<議長>

はい、ありがとうございます。かなり検討課題、今回出ましたけれども、時間も迫ってきましたので、もし最後にどなたか言い残したとかですね、これはということがありましたら伺って事務局にお返ししたいと思いますけれども、ございますか。

<酒井委員>

ではちょっとお話をさせていただきます。団体としての話ではなくて自身の実践の話でちょっと恐縮なんですけれども、就労移行支援事業所を運営して、移行支援事業所を利用されている障害のある方で一般就労に繋げることが難しかった方がたくさんいらっしゃいます。そのために A 型事業所というのを 10 年ほど前に作ったんです。そういう受け皿になればと思って作ったんですけども、蓋を開けてみると、一定数ですけども生活困窮の窓口から紹介を受けて A 型事業所に来ていただける方がいらっしゃいました。その中でも、手帳お持ちなんだけど生活困窮の窓口からこられる方と、手帳がなくて生活困窮の窓口で紹介を受けてこられる方がいらっしゃいます。手帳がある方は、もちろん障害福祉サービスの対象としてご利用いただいてサービスを提供するわけなんですけども、その方たちの大半はやっぱり一般就労したいっていうニーズでした。ただやっぱり移行支援というのは、工賃というのではたくさん払えませんから、本物の仕事で労働法規を適用されて働く中で訓練をして一般就労に繋げていく、

その方たちに向けてはそういう支援をしているわけです。他方、手帳を持たない方々に関しましてはうちの職員という位置づけで、雇用するわけです。その中で見ていくわけなんですけども、その際にやっぱりなかなかご自身の特徴もあって、うちの職員から他の一般の企業に繋げるにあたっては、やっぱり一定の配慮が要ると思われる方が、うちに来られる方が大半そうなんですけども、その方々に対する、何て言うんですかね、インセンティブというか一般就労にイける仕組みが現状はありません。あるいは受け入れる側の方にも、一定の配慮がいる方々に関してどう企業の方々にご説明するかというところもあります。手帳をお持ちの方は当然障害者雇用として働かれる方なんですけども、その辺りはちょっと課題だなというふうに思っております。ぜひ提言の中でのいろんな選択肢があるわけなんですけども、そのゴールといいますか、出口に向けても何かしらそのあたりのアプローチについても一緒に検討していただければと思います。

<議長>

酒井委員ありがとうございました。

今日は様々な検討課題ができました。事務局には次回に向けておまとめいただいて2回目を目指して準備をすすめていただきたいと思います。今日は最初の顔合わせという竹村さんのお話でしたが、非常に多様な論点から議論が進んだというふうに思います。ぜひ政策実現ということですので、皆さんとよき議論を交わしながら、政策を収斂させていきたいと思っておりますので皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。最後事務局にお返しします。

<事務局>

皆様どうも本日は活発なご議論いただきましてありがとうございました。本日議事の内容をまとめさせていただきまして、後日議事録としてご確認いただきますのでよろしくお願いいたします。次回の会議でございますが、2月に予定をしております。皆様本日はありがとうございました。